

平成 22 年 11 月 5 日(金)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構(理事長 稲上毅)
労働経済研究担当 渡辺 博頭
就業環境・ワークライフバランス研究担当 中村 良二
(電話)03-5991-9653、03-5991-9092 (URL) <http://www.jil.go.jp/>

地方自治体における外国人の定住・就労支援への取組みに関する調査結果(速報) について

～外国人の生活・就労支援について外国人集住都市の約8割が「緊急度高い」と回答。～
～外国人集住都市の5割以上で失業した外国人に対する生活保護費が増加。～

【調査結果のポイント】

1. 自治体の外国人の居住状況:

増加地域と減少地域に分かれるが、外国人集住都市の8割では減少している。【第1図】

3年前と比べた外国人数の推移については外国人の属性によって増減が分かれ、増加している自治体の外国人の属性は、「留学生」等が、減少している自治体の外国人の属性は、「日本人の配偶者等」・「定住者」が多い。外国人が多い自治体の例として外国人集住都市会議会員都市(以下「外国人集住都市」という。)では、8割が外国人の人数が減少していると回答している。

2. この3年間の外国人の生活や就労に関する出来事:

都道府県、市区町村全体どちらも「雇止め、解雇」が増加。その他、都道府県では「就労相談」、「生活相談」が増加。市区町村全体では「外国人を雇用している事業所が増加」という回答も3割以上あるが、外国人集住都市では「帰国する外国人が増加」、「外国人の失業者が増えた。」などの回答が多い。【第2図】

この3年間の外国人の生活や就労に関する出来事としては、都道府県では、①「外国人の雇止め、解雇が増加」、②「外国人からの就労相談が増加」、③「外国人からの生活相談が増加」といった回答が多い。一方、市区町村全体では①「外国人を雇用している事業所が増加」、②「出身国に帰国する外国人が増加」、③「外国人の雇止め、解雇が増加」といった回答が多い。外国人集住都市では、①「出身国に帰国する外国人が増えた」、②「外国人の失業者が増えた」、③「外国人からの就労相談が増えた」、④「外国人の生活保護受給申請が増加した」、⑤「外国人からの生活相談が増えた」などが多い。

3. 外国人の生活・就労支援への対応の緊急度:

都道府県では「緊急度が高い」と「緊急度が低い」が約半数ずつ。市区町村全体の9割弱で「緊急度が低い」としているが、外国人集住都市では約8割が「緊急度が高い」としている。【第3図】

外国人の生活・就労支援への対応の緊急度について、都道府県では「高い」、「どちらかといえば高い」という回答と「低い」、「どちらかといえば低い」という回答が約半数ずつとなっている。一方、市区町村全体では9割弱が緊急度が「低い」、「どちらかといえば低い」と回答しているが、外国人集住都市の約8割が緊急度が「高い」と回答している。

4. 外国人の生活・就労に関する取組みにおける連携の状況:

都道府県の7割が労働局や公共職業安定所などの国の機関と連携。市区町村全体では連携の比率は低いが外国人集住都市はすべて国の機関と連携。【第5図】

自治体が外国人の生活・就労支援にどのような体制で取り組むか、関連する自治体や組織との連携の状況をみると、都道府県では、「労働局、公共職業安定所など国の機関と既に連携して取り組んでいる」ところが約7割であった。市区町村全体ではこうした連携の比率は低い、外国人集住都市では、労働局や公共職業安定所など国の機関、都道府県、他の市区町村、NPOなどの支援団体と連携している比率が高い。

5. 一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業:

都道府県、市区町村全体どちらも「外国語によるホームページ運営」が多い。その他、都道府県では「外国語で対応できる職員の配置」、市区町村全体では「生活ルールの周知」などを実施。外国人集住都市ではほぼすべての項目の実施率が高い。【第6図】

平成20年度から平成22年度までの間に一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業について、都道府県では①「ホームページの翻訳、運営」、②「外国語で対応できる担当者、通訳の配置」、③「その他の情報提供」が多い。市区町村全体では、①「ゴミ分別、収集案内板の設置」、②「母子手帳などの翻訳・印刷」、③「ホームページの翻訳、運営」などが多い。外国人集住都市では、「外国語で対応できる担当者、通訳の配置」などほとんどの項目について実施比率が高い。

6. 外国人だけを対象に実施した施策や事業:

都道府県、市区町村全体どちらも「外国人専用の窓口設置」、「日本語講座開設」などが多い。外国人集住都市では、市区町村全体と比較して「通訳の配置」が多い。関連予算も増加傾向。【第7図】

平成20年度から平成22年度までの間に外国人だけを対象に実施した施策や事業については、都道府県では①「外国人対象の生活相談・情報窓口設置」、②「日本での生活のためのガイドブック作成・印刷」、③「外国人居住者向けのホームページの作成・運営」などが多い。市区町村全体では①「日本語講座の設置」、②「外国人対象の生活相談・情報窓口設置」、③「日本での生活のためのガイドブック作成・印刷」などが多い。外国人集住都市では①「通訳の配置」、②「外国人対象の生活相談・苦情対応のための窓口設置」、③「日本語講座の設置」、④「緊急雇用対策事業を利用した雇用機会の創出」、⑤「不就学児童・生徒対策」などの実施比率が高い。

7. 日本人の住民・事業主への啓発を目的として実施した施策や事業:

都道府県の7割で「国際交流センターなどを設置」、都道府県・市区町村全体どちらも「交流イベントの開催」が多い。外国人集住都市でも、市区町村全体と比較して「国際交流センターなどを設置」が多い。【第8図】

自治体が実施する外国人の生活・就労支援で問題となっていることとして、都道府県、市区町村全体、外国人集住都市いずれも「地域住民との共生が進んでいない」ことをあげている【第4図】。これについて、日本人の住民・事業主への啓発を目的として実施した施策や事業として、都道府県では「国際交流センター等施設の設置・運営」、「交流イベントの開催」、「共生のためのボランティア団体、NPO支援」など、市区町村全体では、「交流イベントの開催」、「外国語教室の設置」、「共生のためのボランティア団

体、NPO 支援」などが多い。外国人集住都市では、「交流イベントの開催」、「外国語教室の開催」、「国際交流センター等施設の設置・運営」などが多い。

8. 今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組みを充実させる必要性:

都道府県と外国人集住都市の約9割が「充実が必要」と回答しているが、市区町村全体では約2割。

【第9図】

今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組みを充実させる必要性について、「必要がある」、「どちらかといえば必要がある」と考えている割合は都道府県及び外国人集住都市では約9割であるのに対し、市区町村全体では約2割である。なお、充実が必要な具体的な内容としては、「外国人失業者への対応」、「外国人子弟の就学」、「健康保険や年金への加入」を挙げる自治体が多かった。

9. 政策的含意

世界同時不況は我が国に定住・就労している外国人に対しても深刻な影響を及ぼした。地方自治体において外国人による就労相談や生活相談が増加し、特に外国人集住都市においては生活保護申請も増加している。また、生活・就労支援については、外国人集住都市の約8割が「緊急度が高い」と回答しており、関連した取組の充実の必要性については多くの自治体が指摘している（「外国人失業者への対応」、「外国人子弟の就学」、「健康保険や年金への加入」など）。これらの問題を解決し外国人が安定して就職・就学できるためには、日本語の習得を含む一定の社会統合施策が必要であると考えられる。ただし、そのためには一定の社会的費用の負担が必要となることを念頭において議論することが求められる。

地方自治体における外国人の定住・就労支援への取組みに関する調査結果 ～「地方自治体における外国人の定住・就労支援への取組みに関する調査(都道府県調査)」及び「地方自治体における外国人の定住・就労支援への取組みに関する調査(市区町村調査)」の結果(速報)～

I 調査の概要

1. 趣旨

経済社会が国際化するにつれて日本において定住・就労する外国人が増加し、一部の地方自治体では外国人の定住・就労支援が喫緊の課題の一つとして取り上げられるようになってきている。外国人労働者としての受入れは、一部企業や産業にとっては有益である一方、生活者としての側面も無視することができない。定住化に伴うコストに加え、特に景気後退期においては様々な社会的費用の負担が必要となることもあり、国民生活に与える影響を総合的に勘案する必要がある。

今般、独立行政法人 労働政策研究・研修機構(理事長 稲上毅)では、地方自治体における外国人の生活・就労支援についての考えや実施状況を把握し、今後の外国人政策の基礎資料とするために、全国の都道府県、市区町村の外国人施策担当者を対象としてアンケート調査を実施した。今般その結果の概要がとりまとまったので発表する。

なお、この発表資料に記載された数値は速報値で、最終的な集計結果とは異なる場合がある。

※同様の調査は平成3年度、平成13年度に実施されているが、前2回は南米系日系人が多く居住している自治体を中心としたものである。

2. 調査の概要

(1) 主な調査項目(※の項目以外は都道府県調査、市区町村調査共通)

F1 自治体の人口と在住外国人(特別永住者を除く)の状況、F2 外国人居住者の国籍(上位3カ国)、F3 外国人居住者の年齢構成(最も多い年齢層)、F4 外国人の属性、SQ外国人労働者が就労している業種(上位3業種)、※F5 市町村合併の有無(市区町村調査のみ)

問1 3年前と比べた外国人の状況、付問外国人の人数の推移、問2 この3年間の外国人の生活や就労に関する出来事、問3 政策課題としての外国人の生活・就労支援の対応の緊急度、問4 自治体を実施する外国人の生活・就労支援で問題となっていること、問5 外国人の生活・就労に関する取組みにおける連携の状況、問6 外国人居住者の声を行政に反映させるための仕組み、問7 一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業(窓口サービス、医療・保健サービス、環境・衛生サービス、社会保険・社会福祉、教育に関するサービス、情報提供、その他)と予算額、問8 外国人だけを対象に実施した施策や事業(生活相談・苦情対応、医療・保健サービス、日本語などの学習サービス、住居に関するサービス、児童・生徒に対する施策、情報提供、就労支援、その他)と予算額、問9 日本人の住民・事業主への啓発を目的として実施した施策や事業(一般住民に対するサービス、事業主に対するサービス、住民同士の交流)、問10 外国人の社会保険への加入割合、問11 今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組みを充実させる必要性

(2) 調査方法

- ①都道府県調査:47 都道府県の外国人施策担当者を対象とした質問紙による通信調査。
- ②市区町村調査:1750 市区町村の外国人施策担当者を対象とした質問紙による通信調査。

(3) 実施時期

平成 22 年8月 16 日～8月 31 日。

(4)回収数及び回収率

①都道府県調査:25 票(回収率 53.2%) ②市区町村調査:875 票(回収率 50.0%)

※市区町村調査のうち外国人集住都市については別途集計(19票:回収率 67.9%)

※本調査において、外国人集住都市とは外国人集住都市会議会員である以下の 28 自治体をいう。

【群馬県】 [伊勢崎市](#)、[太田市](#)、[大泉町](#) 【長野県】 [上田市](#)、[飯田市](#) 【岐阜県】 [大垣市](#)、[美濃加茂市](#)、[可児市](#) 【静岡県】 [浜松市](#)、[富士市](#)、[磐田市](#)、[掛川市](#)、[袋井市](#)、[湖西市](#)、[菊川市](#) 【愛知県】 [豊橋市](#)、[豊田市](#)、[小牧市](#)、[知立市](#) 【三重県】 [津市](#)、[四日市市](#)、[鈴鹿市](#)、[亀山市](#)、[伊賀市](#) 【滋賀県】 [長浜市](#)、[甲賀市](#)、[湖南市](#) 【岡山県】 [総社市](#)

II 調査結果の概要

1. 調査回答自治体の基本属性【第1表】

調査に回答した都道府県は、人口(平成 22 年4月1日現在)の平均値が 232 万 8400 人、外国人人口の平均値が2万 7800 人、外国人人口比率の平均は 0.9%である。

外国人の特性を見ると、国籍(上位3カ国)では中国、韓国、ブラジル、フィリピンといった国々が多く、年齢階層では 20 歳代、30 歳代といった若い年齢層が多く、属性では永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、研修・技能実習生、留学生などが多い。外国人の就労している業種は製造業、教育、学習支援業、宿泊業、飲食サービス業、農業、林業などが多い。

一方、市区町村の人口(平成 22 年4月1日現在)の平均値は7万 7500 人で、外国人人口の平均値が 1136 人、外国人人口比率の平均は 1.1%である。

外国人の特性を見ると、国籍(上位3カ国)では中国、韓国、ブラジル、フィリピンといった国々が多く、年齢階層では 20 歳代、30 歳代、40 歳代が多いが、都道府県からの回答に比べるとやや年齢層が高い。属性では永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、研修・技能実習生などが多い。就労している業種は製造業、農業、林業、教育、学習支援業、宿泊業、飲食サービス業などが多い。

外国人が相対的に多い自治体の例として外国人集住都市 28 自治体のうち回答のあった 19 自治体を取り上げて集計すると、自治体の人口の平均は 15 万6千人、外国人比率の平均は 4.4%(市区町村全体の平均は約 1.1%)である。外国人の国籍で多いのはブラジル、中国、フィリピン、ペルー、多い年齢層は 30 歳代(50.0%)、20 歳代(43.8%)、外国人の属性は定住者(94.7%)、永住者、永住者の配偶者等(89.5%)、日本人の配偶者等(68.4%)、外国人の就業先で多いのは製造業である。

※外国人居住者の国籍、年齢層、属性、就労している業種は統計的数値と必ずしも一致しているわけではない。

第1表 調査回答自治体の基本属性(都道府県)

都道府県調査	人口(平成22年4月1日現在)(N=23)	100万人未満 17.4%	100万人以上 200万人未満 43.5%	200万人以上 500万人未満 26.1%	500万人以上 13.0%	
	外国人人口(平成22年4月1日現在)(N=19)	5千人未満 10.5%	5千人以上 1万人未満 26.3%	1万人以上 3万人未満 31.6%	3万人以上 10万人未満 21.1%	10万人以上 10.5%
	※外国人人口比率(N=19)	0.5%未満 10.5%	0.5%以上1.0%未満 52.6%	1.0%以上 36.8%		
	外国人居住者の上位3国籍(SA)	1番目 (SA、N=22)	中国 95.5%	ブラジル 4.5%		
		2番目 (SA、N=22)	韓国 63.6%	ブラジル 22.7%	フィリピン 9.1%	中国 4.5%
		3番目 (SA、N=22)	フィリピン 77.3%	韓国 13.6%	ブラジル 4.5%	ペルー 4.5%
	外国人居住者の最も多い年齢層(SA、N=20)	20歳代 90.0%	30歳代 10.0%			
	外国人の属性で多いもの(MA、N=24)	永住者、永住者の配偶者 79.2%	日本人の配偶者等 54.2%	研修・技能実習生 50.0%	留学生 33.3%	定住者 16.7%
	外国人労働者が就労している上位3業種	1番目 (SA、N=12)	製造業 100.0%			
		2番目 (SA、N=10)	教育、学習支援業 40.0%	サービス業 30.0%	農業、林業 20.0%	宿泊業、飲食サービス業 10.0%
3番目 (SA、N=10)		宿泊業、飲食サービス業 40.0%	卸売業、小売業 30.0%	建設業 10.0% 教育、学習支援業 10.0% サービス業 10.0%		

第1表続き 調査回答自治体の基本属性(市区町村)

市区町村調査	人口(平成22年4月1日現在)(N=859)	1万人未満 24.1%	1万人以上3万人未満 24.6%	3万人以上10万人未満 31.0%	10万人以上30万人未満 15.5%	30万人以上 4.9%		
	外国人人口(平成22年4月1日現在)(N=862)	100人未満 37.0%	100人以上500人未満 31.4%	500人以上1000人未満 10.0%	1000人以上5000人未満 16.8%	5000人以上 4.8%		
	外国人人口比率(N=854)	0.0% 0.6%	0.0%超 1.0%未満 63.5%	1.0%以上 2.0%未満 21.8%	2.0%以上 3.0%未満 7.3%	3.0%以上 4.0%未満 3.0%	4.0%以上 5.0%未満 2.1%	5.0%以上 1.8%
	外国人居住者の上位3国籍	1番目 (SA、N=861)	中国 63.3%	ブラジル 11.1%	韓国 10.0%	フィリピン 8.8%		
		2番目 (SA、N=840)	フィリピン 33.2%	中国 23.1%	韓国 22.5%	ブラジル 7.1%		
		3番目 (SA、N=810)	フィリピン 30.2%	韓国 23.7%	米国 9.5%	ブラジル 7.9%		
	外国人居住者の最も多い年齢層(SA、N=802)	20歳代 58.9%	30歳代 29.9%	40歳代 9.0%				
	外国人の属性で多いもの(MA、N=812)	永住者、永住者の配偶者等 64.8%	日本人の配偶者等 49.6%	研修・技能実習生 47.5%	定住者 22.9%	専門的・技術的分野 15.5%		
	外国人労働者が就労している業種(上位3業種)	1番目 (SA、N=589)	製造業 65.9%	農業、林業 12.1%	その他 4.6%	教育、学習支援業 4.2%		
		2番目 (SA、N=432)	教育、学習支援業 19.0%	宿泊業、飲食サービス業 16.7%	農業、林業 14.4%	建設業 10.0% 製造業 10.0%		
3番目 (SA、N=309)		教育、学習支援業 25.2%	宿泊業、飲食サービス業 12.9%	サービス業 12.6%	農業、林業 8.4%			

第1表続き 調査回答自治体の基本属性(外国人集住都市)

市区町村調査のうち外国人集住都市	人口(平成22年4月1日現在)(N=19)	1万人未満 0.0%	1万人以上3万人未満 0.0%	3万人以上10万人未満 26.3%	10万人以上30万人未満 68.4%	30万人以上 5.3%		
	外国人人口(平成22年4月1日現在)(N=19)	100人未満 0.0%	100人以上500人未満 0.0%	500人以上1000人未満 0.0%	1000人以上5000人未満 47.4%	5000人以上 52.6%		
	外国人人口比率(N=19)	0.0% 0.0%	0.0%超 1.0%未満 0.0%	1.0%以上 2.0%未満 5.3%	2.0%以上 3.0%未満 15.8%	3.0%以上 4.0%未満 21.1%	4.0%以上 5.0%未満 26.3%	5.0%以上 31.6%
	外国人居住者の上位3国籍	1番目 (SA、N=19)	ブラジル 100.0%					
		2番目 (SA、N=19)	中国 47.4%	フィリピン 36.8%	ペルー 10.5%	韓国 5.3%		
		3番目 (SA、N=19)	中国 42.1%	ペルー 31.6%	フィリピン 26.3%			
	外国人居住者の最も多い年齢層(SA、N=16)	30歳代 50.0%	20歳代 43.8%	10歳代以下 6.3%				
	外国人の属性で多いもの(MA、N=19)	定住者 30.5%	永住者、永住者の配偶者等 28.8%	日本人の配偶者等 22.0%	研修・技能実習生 11.9%	短期滞在者 1.7%	留学生 1.7%	
	外国人労働者が就労している業種(上位3業種)	1番目 (SA、N=14)	製造業 100.0%					
		2番目 (SA、N=6)	卸売業、小売業 33.3% サービス業 33.3%		建設業 16.7% 宿泊業、飲食サービス業 16.7%			
3番目 (SA、N=5)		建設業 40.0%	農業、林業 20.0% 卸売業、小売業 20.0% 教育、学習支援業 20.0%					

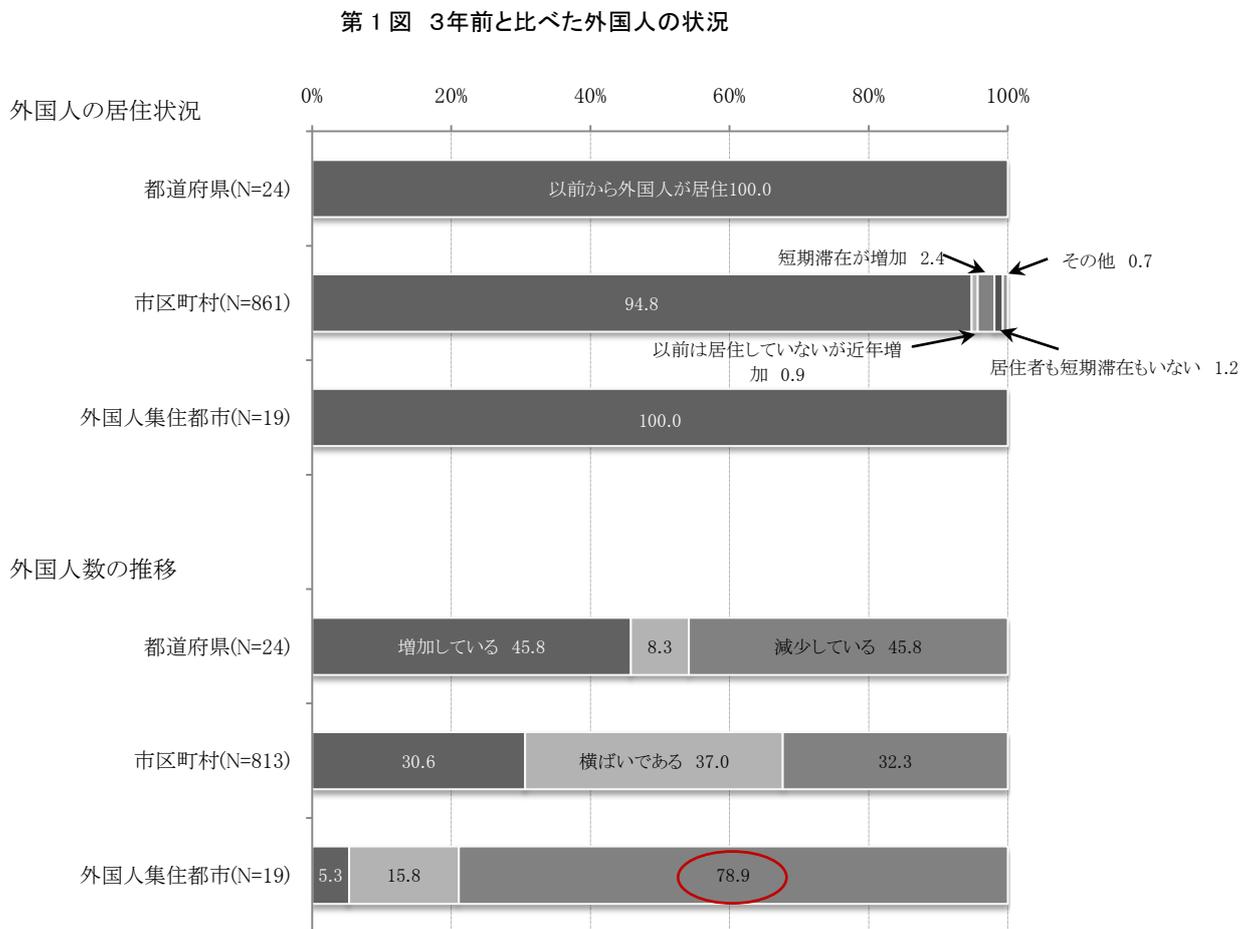
2. 自治体における外国人の状況と自治体の考え方

(1) 自治体における外国人の状況：外国人が増加している地域と減少している地域に分かれる【第1図】

3年前と比べた外国人の状況については、すべての都道府県が「以前から外国人が居住している」と回答している。外国人の人数の推移を3年前と比べると、「増加している」、「減少している」ともに 45.8%となっており、2つに分かれる。

市区町村でも「以前から外国人が居住している」が 94.8%であった。ほかに数は少ないが、「外国人の居住者は少ないが短期滞在の外国人が増加」(2.4%)という回答もあった。3年前と外国人の人数を比べると、「横ばいである」が 37.0%、「減少している」が 32.3%、「増加している」が 30.6%で、3つに分かれる。

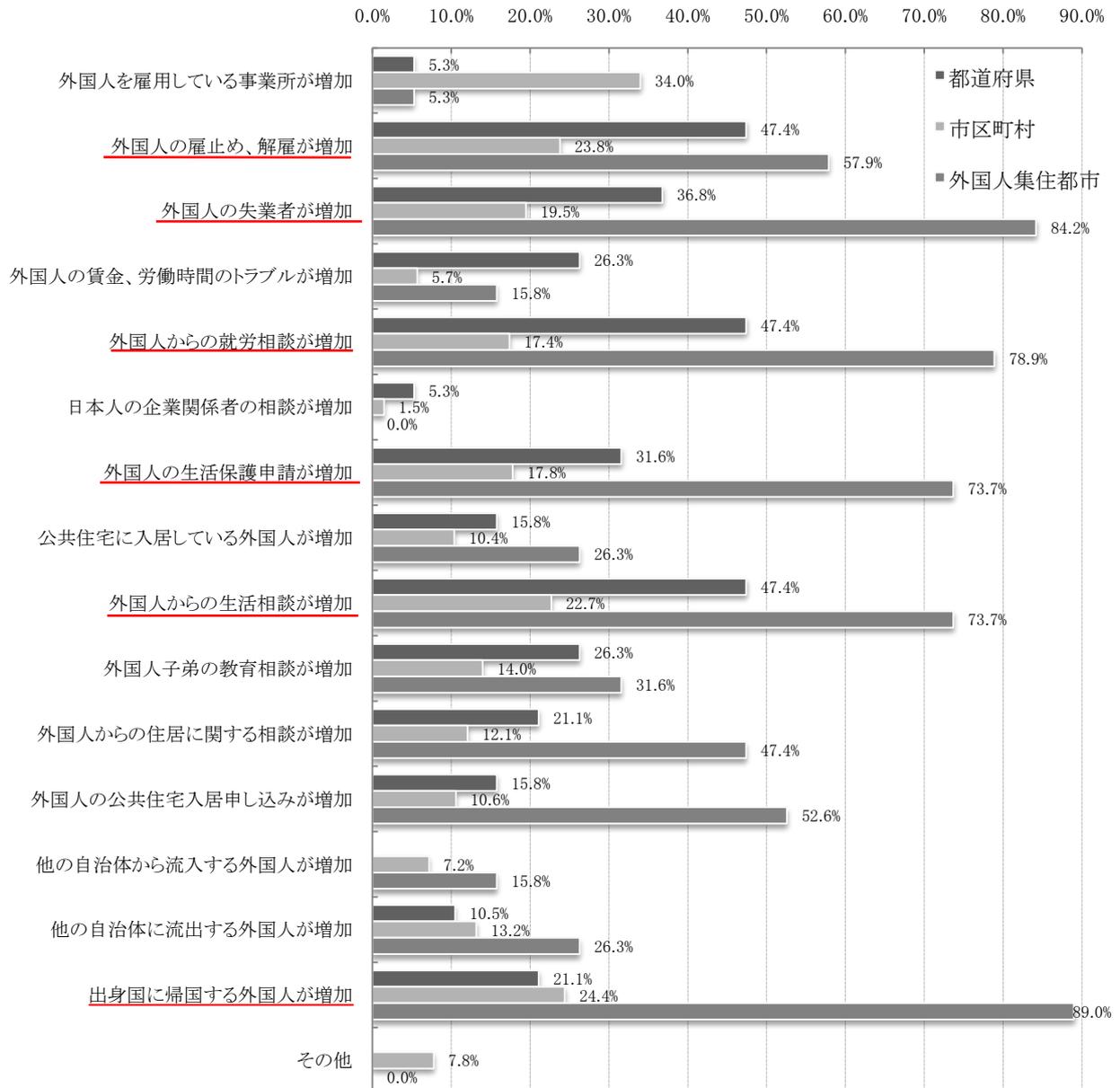
外国人集住都市については、すべての自治体が「以前から外国人が居住している」としているが、人数は「減少している」という自治体が 78.9%である。



外国人数の増減と他の変数の関係を見ると、外国人が増加している都道府県の外国人の属性では留学生が多い。また、外国人が増加している市区町村の外国人の特徴は、国籍は中国、属性では留学生、研修・技能実習生、就業先の業種では農業、林業が多い。外国人が減少している市区町村の外国人の国籍はブラジル、フィリピン、属性は日本人配偶者、定住者、永住者、永住者の配偶者等、就業先の業種では製造業が多い。

(2) 過去3年間の外国人の生活や就労に関する出来事: 雇止め、解雇、就労相談、生活相談が増加【第2図】

第2図 過去3年間の外国人の生活や就労に関する出来事(MA)
(都道府県 N=19、市区町村 N=529、外国人集住都市 N=19)



この3年間の外国人の生活や就労に関する出来事としては、都道府県では「外国人の雇止め、解雇が増加した」、「外国人からの就労相談が増加した」、「外国人からの生活相談が増加した」がいずれも 47.4%で、以下、「外国人の失業者が増加した」(36.8%)、「外国人の生活保護申請が増加した」(31.6%)といった回答が多い。

一方、市区町村では傾向が異なっており、「外国人を雇用している事業所が増加した」が 34.0%で最も多く、以下、「出身国に帰国する外国人が増加した」(24.4%)、「外国人の雇止め、解雇が増加した」(23.8%)、

「外国人からの生活相談が増加した」(22.7%)といった回答が多い。

外国人集住都市については、この3年間の外国人の生活や就労に関する出来事として「出身国に帰国する外国人が増えた」(89.0%、市区町村全体の集計と比べて 64.6%ポイント多い)、「外国人の失業者が増加した」(84.2%、同じく 64.7%ポイント多い)、「外国人からの就労相談が増えた」(78.9%、同じく 61.5%ポイント多い)、「外国人の生活保護受給申請が増加した」(73.7%、同じく 55.9%ポイント多い)、「外国人からの生活相談が増えた」(73.7%、同じく 51.0%ポイント多い)が目立つ。

世界同時不況の影響によって外国人労働者の失業が増加する一方で、外国人労働者の雇用も広がっている。

(3) 政策課題としての外国人の生活・就労支援の緊急度: 都道府県では「緊急度が高い」、「緊急度が低い」が約半数ずつ、市区町村全体では9割弱が「緊急度が低い」が、外国人集住都市では約8割が「緊急度が高い」【第3図】

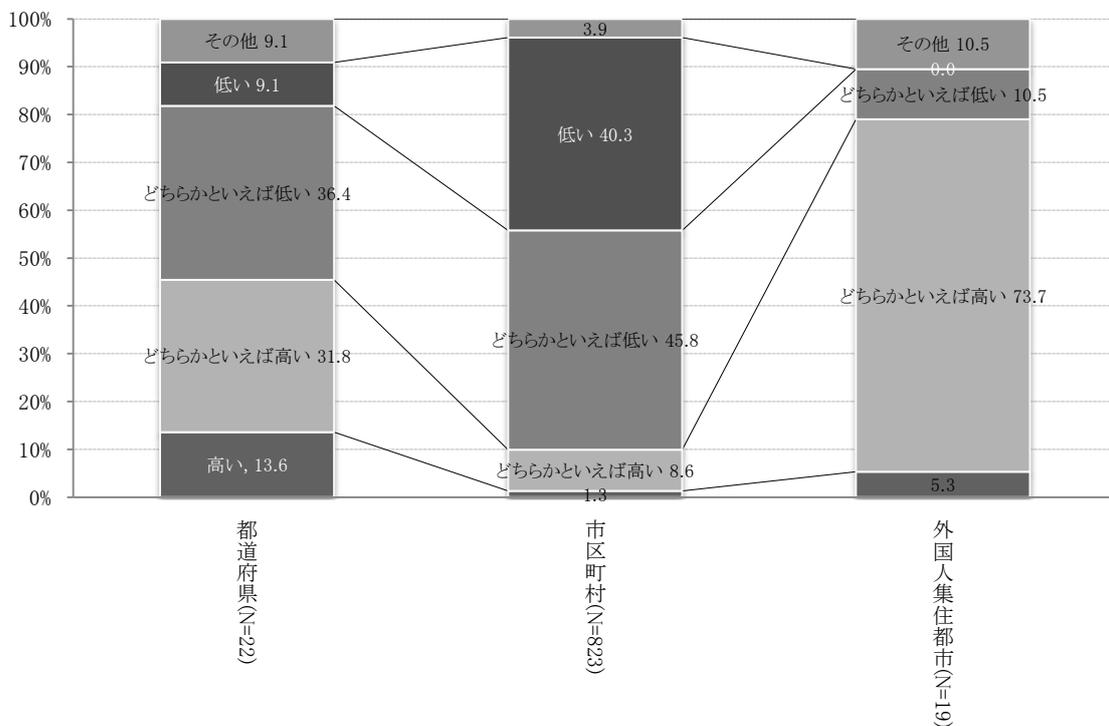
自治体では外国人の生活・就労支援への対応の緊急度をどのように考えているのか。

都道府県の回答結果を見ると、「高い」(13.6%)、「どちらかといえば高い」(31.8%)、「低い」(9.1%)、「どちらかといえば低い」(36.4%)となっており、2つに分かれる。

一方、市区町村は、外国人の生活・就労支援への対応の緊急度が「低い」(40.3%)、「どちらかといえば低い」(45.8%)で9割弱となっている。

しかし、外国人集住都市では、政策課題としての外国人の生活・就労支援に関する対応の緊急度が「高い」(5.3%)という自治体と「どちらかといえば高い」(73.7%)という自治体を合わせて8割近い自治体が緊急度が高いと回答している。

第3図 政策課題としての外国人の生活・就労支援の対応の緊急度の高さ(SA)



(4)自治体が実施する外国人の生活・就労支援で問題となっていること:進まない地域住民との共生、外国人集住都市の5割以上が失業した外国人に対する生活保護費が増加【第4図】

自治体が実施する外国人の生活・就労支援に関しては、どのような問題があるのか。

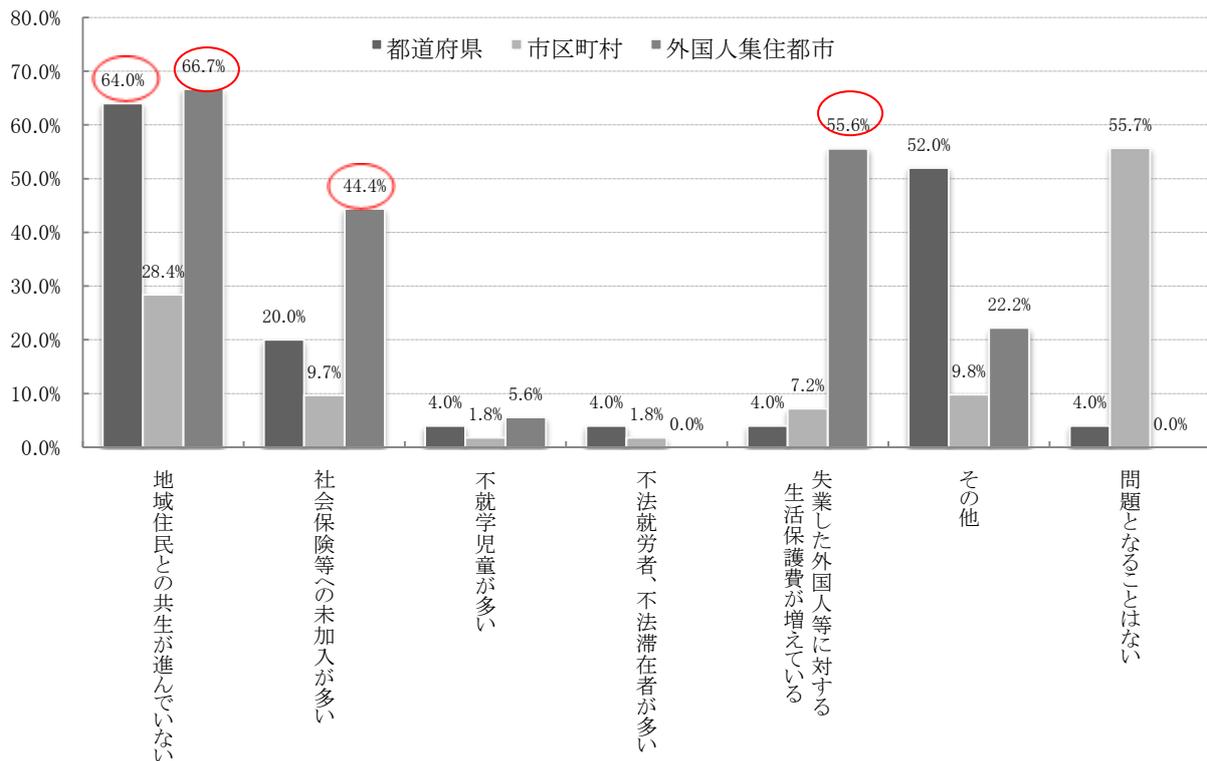
都道府県では「地域住民との共生が進んでいない」(64.0%)、「その他」(52.0%)、「社会保険等への未加入者が多い」(20.0%)などとなっている。

「その他」の具体的内容として、日本語能力の問題、日本語学習の問題、外国人児童・生徒への学習支援、不就学児童の問題、医療機関における通訳、医療費負担の問題などの記述があった。

一方、市区町村では「地域住民との共生が進んでいない」(28.4%)、「社会保険等への未加入者が多い」(9.7%)などを指摘する自治体があるが、「問題となることはない」(55.7%)がもっとも多い。「問題になることはない」と回答している市区町村では外国人人口比率が低い。

外国人集住都市では「地域住民との共生が進んでいない」を指摘する自治体 66.7%あったが、これは市区町村全体に比べ約 40%ポイント多い。そのほか、「失業した外国人等に対する生活保護費が増えている」(55.6%)、「社会保険等への未加入が多い」(44.4%)が多い。

第4図 自治体が実施する外国人の生活・就労支援で問題となっていること(MA)
(都道府県 N=25、市区町村 N=776、外国人集住都市 N=18)



3. 自治体における外国人の生活・就労支援の取組み

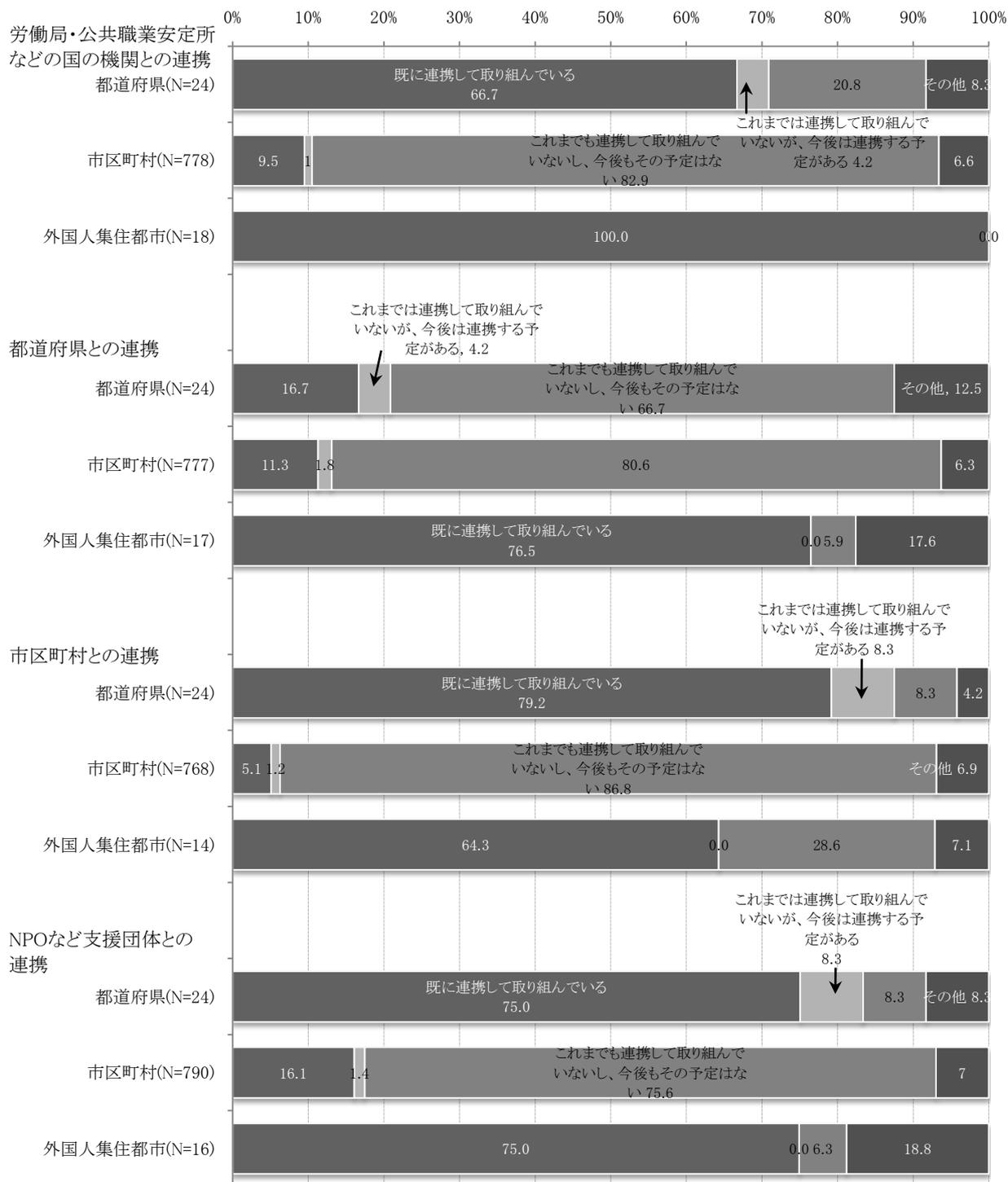
(1)外国人の生活・就労に関する取組みにおける連携の状況:都道府県の7割が労働局や公共職業安定所などの国の機関と連携。市区町村全体では連携の比率は低い外国人集住都市はすべて国の機関と連携。【第5図】

自治体が外国人の生活・就労支援にどのような体制で取り組むか、関連する自治体や組織との連携の状

況をたずねた。

都道府県では、「労働局、公共職業安定所など国の機関と既に連携して取り組んでいる」ところが 66.7%、「他の都道府県と既に連携して取り組んでいる」ところが 16.7%、「市区町村と既に連携して取り組んでいる」ところが 79.2%、「NPO など支援団体と既に連携して取り組んでいる」ところが 75.0%となっていた。

第5図 外国人の生活・就労に関する取組みにおける連携の状況(SA)



市区町村では、「労働局、公共職業安定所など国の機関と既に連携して取り組んでいる」が 9.5%、「都道府県と既に連携して取り組んでいる」が 11.3%、「他の市区町村と既に連携して取り組んでいる」が 5.1%、「NPO など支援団体と既に連携して取り組んでいる」が 16.1%となっている。他の組織との連携の状況は、都道府県ではその要因が明確ではないが、市区町村では緊急度の高いところで連携が進んでいる。

外国人集住都市では、労働局や公共職業安定所など国の機関についてはすべての自治体が「既に連携して取り組んでいる」ほか、都道府県とは 76.5%、他の市区町村とは 64.3%、NPO などの支援団体とは 75.0%の自治体が既に連携して取り組んでいる。

(2)外国人居住者の声を行政に反映させるための仕組み：都道府県、外国人集住都市の約7割が「仕組みあり」、市区町村では約2割。

外国人居住者の声を行政に反映させるための仕組みがある自治体は、都道府県の 68.0%、市区町村の 21.4%、外国人集住都市の 72.2%となっている。

具体的な仕組みとしては、外国人居住者を対象としたアンケート調査の実施、外国人向け窓口の設置、外国人居住者からメールによる自治体への意見提出などが多い。

4. 外国人の生活・就労支援の実施状況

(1)一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業：「外国語によるホームページ運営」、「生活ルールの周知」、「外国語で対応できる職員の配置」などが中心、外国人集住都市では「外国語で対応できる担当者、通訳の配置」などほとんどの項目で高い実施比率【第6図】

平成 20 年度から平成 22 年度までの間に都道府県が一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業では、「ホームページの翻訳、運営」(73.9%)、「外国語で対応できる担当者、通訳の配置」(39.1%)、「その他の情報提供」(39.1%)、「外国語能力のある教員の配置」(30.4%)が多い。

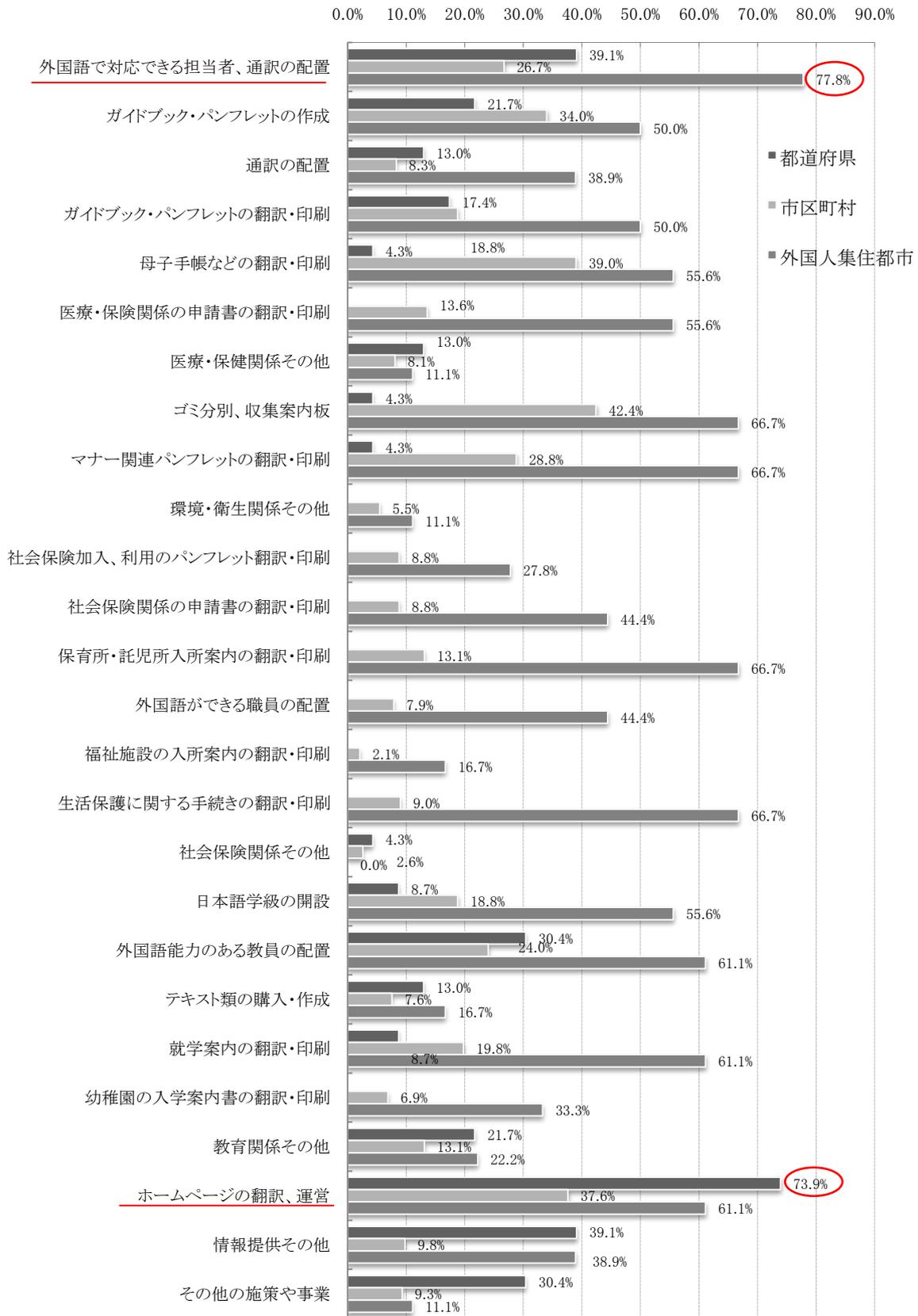
市区町村では、「ゴミ分別、収集案内板の設置」(42.4%)、「母子手帳などの翻訳・印刷」(39.0%)、「ホームページの翻訳、運営」(37.6%)、「ガイドブック・パンフレットの翻訳・印刷」(34.0%)などが多い。

外国人集住都市の実施状況は、市区町村全体の集計結果と比較すると、ほとんどの施策や事業の実施比率が高い。

平成 20 年度から平成 22 年度までの3年間に、一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業の予算額は、都道府県計では約7億7千万円、約8億円、約8億4千万円と推移しており、市区町村計では約 21 億5千万円、約 19 億5千万円、約 20 億3千万円、外国人集住都市計では3億 2600 万円、3億 5200 万円、3億 9500 万円と推移している。

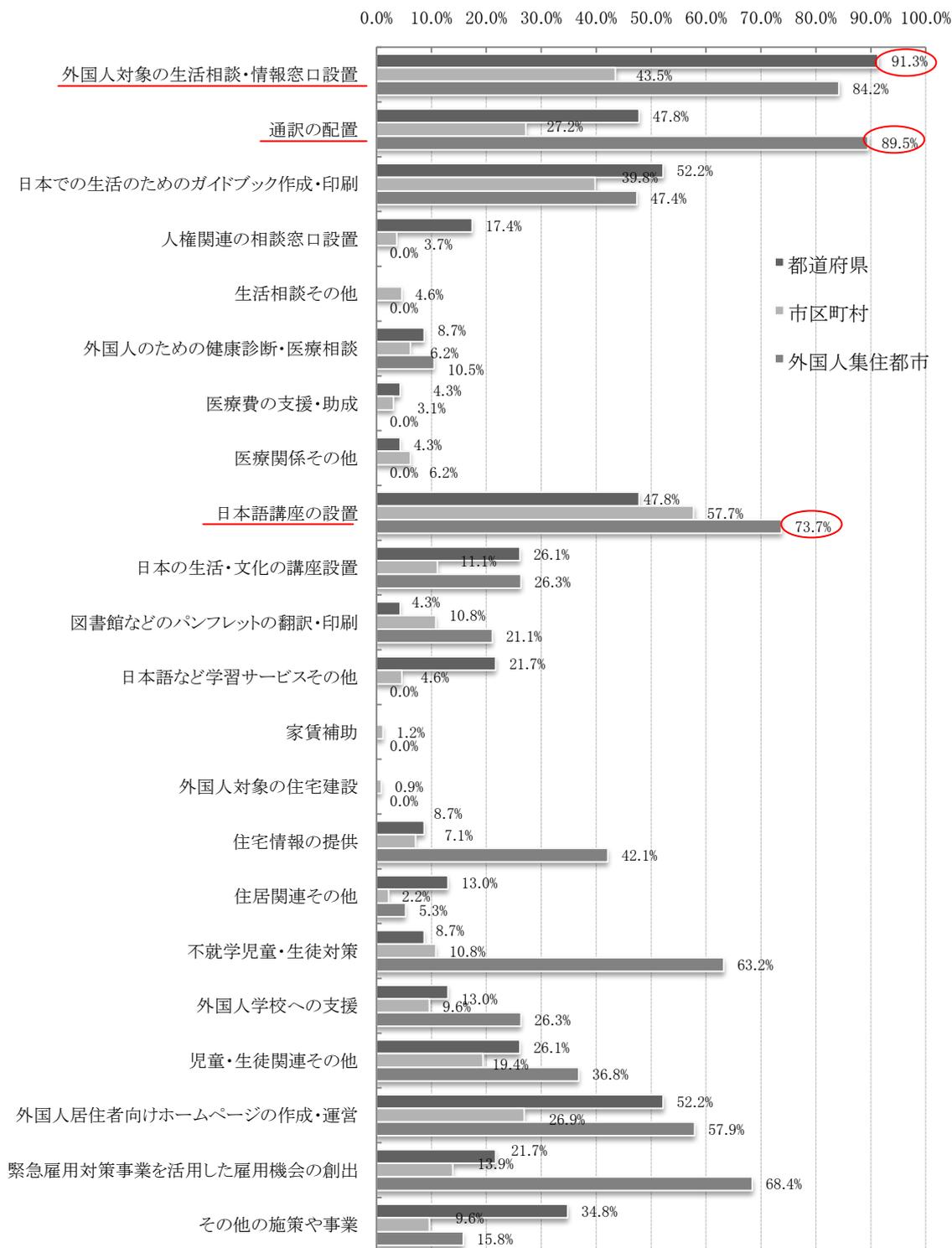
※予算額は調査票に記入された数値を積み上げて算出したもの。

第6図 一般住民向けサービスを外国人にも利用しやすくするために実施した施策や事業の実施状況(MA)
(都道府県 N=23、市区町村 N=420、外国人集住都市 N=18)



(2)外国人だけを対象に実施した施策や事業:外国人集住都市では「通訳の配置」、「外国人対象の生活相談・苦情対応のための窓口設置」、「日本語講座の設置」、「緊急雇用対策事業を利用した雇用機会の創出」、「不就学児童・生徒対策」などの実施比率が高い【第7図】

第7図 外国人だけを対象に実施した施策や事業の実施状況 (MA)
 (都道府県 N=21、市区町村 N=324 外国人集住都市 N=19)



平成 20 年度から平成 22 年度までの間に都道府県が外国人だけを対象に実施した施策や事業では、「外国人対象の生活相談・情報窓口設置」(91.3%)、「日本での生活のためのガイドブック作成・印刷」(52.2%)、「外国人居住者向けのホームページの作成・運営」(52.2%)、「通訳の配置」(47.8%)、「日本語講座の設置」(47.8%)などが多い。

同じく市区町村では、「日本語講座の設置」(57.7%)、「外国人対象の生活相談・情報窓口設置」(43.5%)、「日本での生活のためのガイドブック作成・印刷」(39.8%)、「外国人居住者向けのホームページの作成・運営」(26.9%)などが多い。

外国人集住都市では、市区町村全体の集計結果と比較すると、「通訳の配置」、「外国人対象の生活相談・苦情対応のための窓口設置」、「日本語講座の設置」、「緊急雇用対策事業を利用した雇用機会の創出」、「不就学児童・生徒対策」などの実施比率が高い。一方、医療・保健サービスや住居に関するサービスについては実施比率は低い。

平成 20 年度から平成 22 年度までの3年間に、外国人だけを対象に実施した施策や事業の予算額は、都道府県計では約2億円、約2億9千万円、約2億9千万円と推移しており、市区町村計では約 14 億6千万円、約 20 億5千万円、約 26 億円、外国人集住都市計では2億 2500 万円、4億 3000 万円、6億 1900 万円と増加傾向で推移している。平成 20 年度から平成 21 年度の予算の増加、平成 21 年度から平成 22 年度予算の増加は「緊急雇用対策事業(国費が原資)を利用した雇用機会の創出」の寄与が大きい。

※予算額はいずれも調査票に記入された数値を積み上げて算出したもの。

(3)日本人の住民・事業主への啓発を目的として実施した施策や事業:都道府県の7割で「国際交流センターなどを設置」、都道府県・市区町村どちらも「交流イベントの開催」が多い。外国人集住都市でも、市区町村全体と比較して「国際交流センターなどを設置」が多い。【第8図】

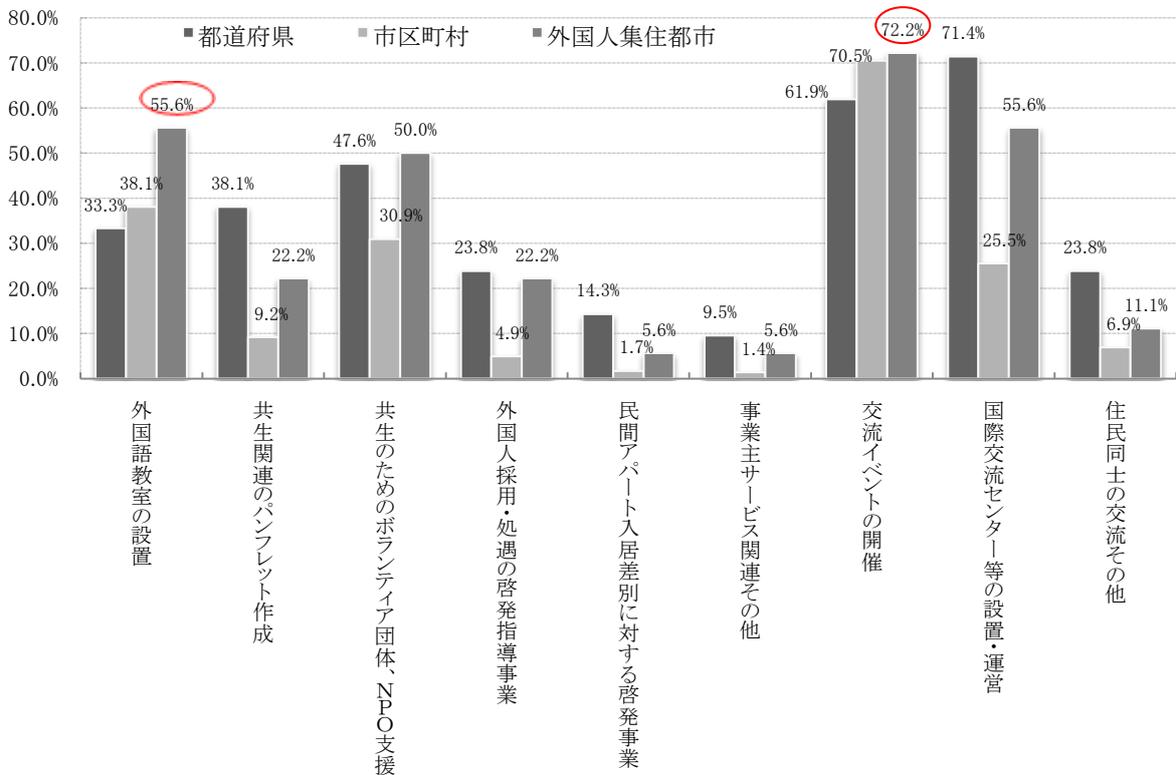
都道府県が日本人の住民・事業主への啓発を目的として実施した施策や事業では「国際交流センター等施設の設置・運営」(71.4%)、「交流イベントの開催」(61.9%)、「共生のためのボランティア団体、NPO 支援」(47.6%)、「共生関連のパンフレット作成」(38.1%)などが多い。

市区町村では、「交流イベントの開催」(70.5%)、「外国語教室の設置」(38.1%)、「共生のためのボランティア団体、NPO 支援」(30.9%)などが多い。

外国人集住都市では、「交流イベントの開催」「外国語教室の設置」「国際交流センター等の設置・運営」が多い。「国際交流センター等の設置・運営」については、市区町村全体の集計に比べて30%ポイント高いほか、他の項目も20%ポイント前後実施比率が高い。

第8図 日本人の住民・事業主への啓発を目的として実施した施策や事業の実施状況(MA)

(都道府県 N=21、市区町村 N=349、外国人集住都市 N=18)



(4) 今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組を充実させる必要性：都道府県と外国人集住都市の約9割が外国人の生活・就労支援の取組みの充実が必要【第9図】

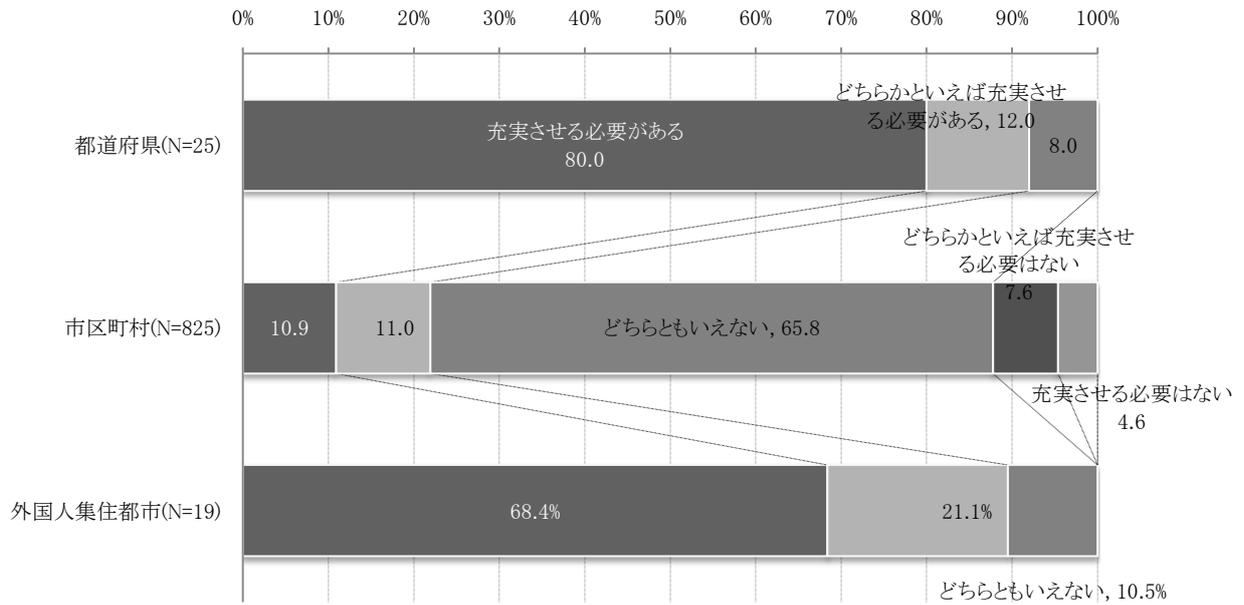
今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組を充実させる必要性について、都道府県の80.0%は「充実させる必要がある」と回答しており、「どちらかといえば充実させる必要がある」(12.0%)と合わせると9割以上の自治体が外国人の生活・就労支援に関連した取組を充実させることが必要であると考えている。

また、市区町村では「充実させる必要がある」(10.9%)、「どちらかといえば充実させる必要がある」(11.0%)を合わせると、自治体が外国人の生活・就労支援に関連した取組を充実させることが必要であると考えている自治体は約2割にとどまる。

さらに、外国人集住都市では、今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組を充実させる必要性について、「充実させる必要がある」(68.4%)、「どちらかといえば充実させる必要がある」(21.1%)を合わせると、約9割が充実する必要があると考えており、市区町村全体の集計に比べて70%ポイント近く多い。

なお、外国人の生活・就労支援に関連する取組を充実させる具体的な内容としては、外国人失業者への対応、外国人子弟の就学、健康保険や年金への加入を挙げる自治体が多かったほか、災害時における対応などが挙げられている。

第9図 今後の外国人の生活・就労支援に関連した取組みを充実させる必要性(SA)



6. 政策的含意

新成長戦略においては、外国人労働者の受入れについて「我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、海外人材受入れ制度を検討」することとされているが、一方、世界同時不況は我が国に既に入国し、定住・就労している外国人に対しても深刻な影響を及ぼし、地方自治体において外国人による就労相談や生活相談が増加している。さらに外国人集住都市では、生活保護申請も増加している。外国人の生活・就労支援と関連して充実が必要な施策としては、「外国人失業者への対応」、「外国人子弟の就学」、「健康保険や年金への加入」があげられている。これらの問題を解決し外国人が安定して就職・就学できるためには、日本語の習得を含む一定の社会統合施策が必要であると考えられ、外国人との共生社会の実現するために利害関係者が連携して施策に取り組む必要がある。ただし、そのために必要となる一定の社会的費用の負担についても念頭において議論することが求められる。